平成２５年（フ）第４６９号
札幌市北区新琴似５条９丁目５番19号
破産者　横山運送株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡588番地
破産者　山二建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５５号
群馬県利根郡みなかみ町湯原702番地
破産者　水上製菓有限会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７６号
千葉県成田市飯田町108番地22　アイケイハイム201
破産者　伊津野順子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８５号
千葉県茂原市粟生野122番地９
破産者　佐々木康則
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３７５２号
東京都世田谷区喜多見９丁目21―27
破産者　後藤美由起
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６号
東京都青梅市本町131番地の21
破産者　株式会社内田糸店
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０７７号
東京都清瀬市下宿３丁目1424番地11
破産者　内田　　登（旧姓關口）
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０７８号
東京都清瀬市下宿３丁目1424番地11
破産者　内田　恭子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７８５号
愛知県北名古屋市沖村佐渡147番地１
破産者　株式会社アズマキカイ
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７９号
愛知県尾張旭市新居町五反田3419番地１
アーバンハイツ501号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区香坂1107番地
破産者　株式会社オーバンライン
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４５号
京都府宇治市伊勢田町若林31番地の12
破産者　有限会社高川サービス
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７２号
大阪府豊中市野田町１番20号
破産者　大阪飛騨建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日３丁目７番地１
破産者　株式会社勝浦オークワ
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里509番地
破産者　大桑株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７号
大分市須賀２丁目４番13号
破産者　松下建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６０号
大分市東浜１丁目４番15号
破産者　ユニオンパワー株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇16番地
破産者　有限会社やえせプランニング
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０号
岩手県奥州市江刺区西大通り11番14号
破産者　有限会社伊豆倉分店
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３９号
岩手県奥州市江刺区川原町３番４号
破産者　有限会社伊豆倉書店
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１７８号
千葉県八千代市大和田新田455番地
破産者　有限会社ステランサ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５１号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡２丁目８番７号
破産者　株式会社パミロールインターナショナル
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７８号
金沢市松村１丁目131番地
破産者　株式会社みずほ建築事務所
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所